

新発田市教育委員会令和3年3月定例会 会議録

○ 議事日程

令和3年3月2日（火曜日） 午後1時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議事

議第58号 専決処分の承認について

（令和2年度新発田市一般会計補正予算（第17号）について）

議第59号 専決処分の承認について

（令和2年度新発田市一般会計補正予算（第19号）について）

議第60号 専決処分の承認について

（令和2年度新発田市一般会計補正予算（第20号）について）

議第61号 専決処分の承認について

（令和3年度新発田市一般会計予算について）

議第62号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について

議第63号 個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部改正について

議第64号 新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について

議第65号 令和3年度新発田市学校教育の指針について

議第66号 新発田市文化財調査審議会委員の委嘱について

議第67号 新発田市教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要綱の一部改正について

議第68号 新発田市立学校における学区外就学及び区域外就学に関する取扱要綱の一部改正について

議第69号 新発田市適応指導教室設置要綱の一部改正について

議第70号 新発田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第71号 新発田市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第72号 新発田市社会教育関係団体の認定に関する規程の一部改正について

議第73号 新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第74号 新発田市遺児激励事業条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第75号 県費教職員の人事異動内申について

日程第5 その他

- 会議に付した事件
議事日程に同じ

- 出席者
工 藤 ひとし 教育長
関 川 直 委員 (教育長職務代理者)
桑 原 ヒサ子 委員
笠 原 恭 子 委員
村 川 孝 子 委員

- 説明のため出席した者
教育次長 伊 藤 純 一
教育総務課長 平 田 和 彦
教育企画課長 橋 本 隆 志
学校教育課長 萩 野 喜 弘
学校教育課教育センター長
森 谷 優 子
文化行政課長 平 山 真
中央図書館長 庭 山 恵
生涯学習課長 米 山 淳
青少年健全育成センター所長兼児童センター所長
松 田 和 幸

- 書 記
教育総務課参事 中 山 友 美
教育総務課教育総務係長
杉 林 直 樹

- 議 事

- 工藤教育長

ただ今から教育委員会、令和3年2月定例会を開会します。

○工藤教育長

それでははじめに、日程第1、会議録署名委員の指名についてであります。村川委員を指名いたします。

○工藤教育長

次に、日程第2、前回定例会 会議録の承認についてお諮りいたします。すでに送付してあります会議録について、質問等ございますか。

なければ承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、前回定例会の会議録は承認されました。

○工藤教育長

次に、日程第3、教育長職務報告を行います。職務報告については、既に送付してあります「教育長職務報告（令和3年2月1日～令和3年2月28日分）」のとおり報告いたします。

○工藤教育長

委員の皆様から何か質問はございますか。

ないようですので、報告のとおりとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、教育長職務報告については承認されました。

○工藤教育長

ここで、本日の議事進行についてお諮りします。日程第4、議事のうち議第75号につきましては人事案件でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第1号の規定に基づき当議事は非公開とします。つきましては、議事の審議順を、公開である議第58号から議74号までを審議し、次に、日程第5その他及び、今後の日程の説明を受け、最後に非公開である議第75号を審議することとします。次に、議第58号から議第60号までの3議案については、いずれも市議会2月定例会へ提出する補正予算議案であり、関連がありますことから一括審議といたします。また、議第67号から議第74号までの8議案については、いずれも押印廃止に伴う規則及び要綱等の改正でありますので、これも一括審議といたします。

○工藤教育長

それでは、議第75号を非公開とすること、これに伴う審議順の変更及び関連議事を一括審議とすることについて、賛成の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、今程ご説明しましたとおり進めることといたします。

○工藤教育長

それでは、日程第4議事に入ります。

いまほど、一括審議についてご承認をいただきましたことから、議第58号、議第59号及び議第60号の専決処分の承認について一括して議題とします。伊藤教育次長から説明をお願いします。

○伊藤教育次長

それでは、議第58号、議第59号、議第60号の補正予算関係の議案についてご説明いたします。議第58号は補正第17号、議第59号は送付の議案では補正第18号となっておりますが、議案の訂正がございまして補正第19号に、議第60号は補正第19号とご案内しておりましたが同じく補正第20号に訂正をお願いいたします。それでは議案の3ページ、議第58号一般会計補正予算第17号でございます。これは、新型コロナウイルス感染症について特に緊急性が高く、今年度中に実施しなければならない経済対策、子育て支援に要する経費、これらの事業を実施するための財源を確保するため、実施済み事業の不用残経費を減額する補正予算であります。教育委員会関連では、小中学校コンピュータ教育推進事業、家計急変学生支援事業についての不用残を減額したものであります。次に議案の6ページから8ページ、議第59号の補正予算第19号であります。これは、通常の2月補正であり、本年度の不用残の減額と不足分の補正であります。教育委員会関連の主なものについて歳出からご説明します。2つ目の教育振興基金費は、蒔谷虹児記念館の作品収集等に対する寄附金1千万円と利息1千円を基金に積み立てるというものであります。蒔谷虹児記念館は来年度から管理運営を教育委員会で行うこととなりますので、寄附金は教育振興基金に積み立てることといたしました。なお、寄附金にかかる歳入は、現在、蒔谷虹児記念館を所管している観光振興課で計上しており、本日の教育委員会所管分の議案には載っておりません。次の小中学校の遠距離通学支援事業は、昨年秋の熊対策として緊急的に通学バスを運行した経費の不足分であります。その次の小中学校コンピュータ教育推進事業であります。小中学校のパソコンをタブレットに置き換えていく予算を不用残として減額するものであります。学校教育課関係については、それぞれの事業の不用残を減額するものです。8ページの文化行政課の埋蔵文化財発掘調査事業は、事業内容の変更及び入札請差に伴い大きな額の減額となっております。次に歳入であります。上から2段目、3段目の義務教育施設整備事業債は所管換えによる組み換えであります。文化行政課雑入の遺跡発掘調査事業負担金は、先ほど歳出でご説明しました埋蔵文化財発掘調査事業に伴い減額するものであります。下から3段目、文化行政課の社会教育施設整備事業債は、7ページの生涯学習課の社会教育施設整備事業債との所管換えによるものであります。次に議第60号の補正予算第20号についてご説明いたします。議案の11から13ページと本日追加でお配りした資料をご覧ください。第20号補正は、国の第3次補正に伴う新型コロナウイルス感染症の予防接種、地方創生臨時交付金及びその他の補助金の補助内示に応じた調整であります。そのうち、教育委員会所管分を歳出からご説明いたします。小中学校管理運営事業は、学校に

おける感染症対策として学校が必要とする消耗品及び備品の購入費を増額するものであります。その下、小中学校施設整備事業は、学校のトイレの洋式化にかかる経費であります。次の小中学校エアコン整備事業につきましては、学校の特別教室のエアコン整備にかかる経費であります。12ページの学校教育課は小中学校の教員の研修経費、生涯学習課はそれぞれ記載の施設整備にかかる経費であります。追加で配布しております青少年健全育成センターにつきましても、児童クラブ等のエアコン及びトイレの洋式化にかかる経費であります。ただいまご説明しました事業等につきましては、年度内に事業を完了することが難しいことから12ページ下段から13ページに記載のとおり繰越明許費として来年度に繰り越すこととしております。11ページに戻っていただき、歳入であります。歳入でご説明しました事業の国庫補助金及び起債についてそれぞれ計上しております。説明は以上です。

○工藤教育長

この件につきまして、皆様から何かございますか。関川委員どうぞ。

○関川教育長職務代理者

6ページの文化行政課の社会教育施設整備事業債という起債について、生涯学習課の文化会館分を所管換えするとありますが、今後はどのように進めていくのでしょうか。

○工藤教育長

平山文化行政課長、お願いします。

○平山文化行政課長

令和元年度から令和3年度までの3年間で、市民文化会館の長寿命化を目指した改修工事を進めております。市民文化会館については、令和元年度は生涯学習課が所管しておりましたので当初予算の時点では生涯学習課所管の予算として計上しておりました。令和2年4月1日の組織改正により文化行政課の所管となりましたので、予算をスライドさせたものであります。工事は引き続き行い来年度で完了する予定となっております。

○関川教育長職務代理者

7ページの教育振興基金の中で、落谷虹児記念館の作品収集に対する寄附金について説明がありました。来年度以降、落谷虹児記念館を教育委員会で所管することとなりますが、もう少しご説明いただければと思います。

○工藤教育長

平山文化行政課長、お願いします。

○平山文化行政課長

落谷虹児記念館へのご寄附ということでありましたので、教育振興基金に積み立て、今後、寄附者のご意向に沿うよう、作品の収集等に充てていきたいと考えてお

ります。

○工藤教育長 他にご意見、ご質問がないようですので、議第58号、議第59号及び議第60号の専決処分の承認については、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長 異議なしと認め、議第58号、議第59号及び議第60号について、承認することに決しました。

○工藤教育長 次に、議第61号、専決処分の承認について審議します。伊藤教育次長から説明をお願いします。

○伊藤教育次長 議第61号は令和3年度一般会計予算についてであります。議案は15ページありますが、配布しております当初予算関係資料を用いてご説明いたします。はじめに、当初予算（案）概要をご覧ください。1ページに各会計の予算額が記載されており、一番上が一般会計であります。来年度の予算額が417億3千万円、今年度が418億9千万円でありますので、前年度比で1億6千万円、0.4%のマイナスとなっております。しかし、報道発表等では先ほどご説明しました国の3次補正予算を含めて15か月予算としております。本来、令和3年度で行う事業を前倒して令和2年度の3次補正予算としている関係上、3次補正の額と令和3年度の当初予算を足した額が本来の予算であるとし、前年度比較を行っております。この見方ですと令和3年度は441億8千万円、令和2年度が423億円とみなすことができ、実質的には前年度比で18億8千万円、4.4%の増となります。このため、予算発表では積極予算という説明をしております。単年度の12か月予算の額につきましては、ここ数年、410億円台で推移をしております。来年度の特徴的な事項としましては、歳入うち市税収入で新型コロナの影響が若干あるとしております。7ページに市税の状況を記載しております。令和3年度予算で109億2千万円、令和2年度予算で114億9千万円ですので、ここでは5億7千万円の減となっております。法人市民税が落ちておりますが、これは税制改正に伴うものでありますし、固定資産税については3年に1度の評価替えの年にあたります。評価替えの年は、古い固定資産の評価額が落ちますので税収も減ることとなります。市税が減っておりますが、全ての要因が新型コロナの影響ということではなく、必然の影響というものもあります。では、歳入が減った分をどう補っているのかということですが、4ページの表、25番の市債が前年比で約11億円の増となっており、借金で穴埋めをしているということになります。国も国税が落ちていきますので、その国税から配分される12番の地方交付税に影響が生じます。よって、足りない分は国と地方が折半をしてまかなうということから市債が増加しております。ただし、この市債については、100%交付税措置され、後々、借りた分は入ってくるという仕組みになっており、全部ではありませんが、借りたものを返済するにあたり税金を用いるということのない起債を増やしております。次に歳出です。11ページの表、

10 款の教育費をご覧ください。令和3年度予算が57億7千万円、令和2年度が57億8千万円ですので、ほぼ同額ということでもあります。経常的な経費につきましては今年度とほぼ同額の予算がついております。教育費で大きく変わるものとしては施設関係となりますが、令和2年度の豊浦小学校の増改築工事が完了し、令和3年度は市民文化会館の改修が増額となりこのような予算となっております。次に、教育費の中の具体的な事業についてであります。令和3年度「4つの視点」主な事業という資料の教育の充実の項目をご覧ください。事業名、担当課名、令和3年度予算、令和2年度予算と内容がそれぞれ記載されています。ほとんどが継続事業であります。拡充と新規の事業もござります。特徴的なものについてご説明いたします。93番の教育振興基金費をご覧ください。先ほどの補正では蕨谷虹児記念館でありましたが、令和3年度当初予算では、複合・生涯学習施設（歴史資料館）整備にかかる基金の積立てであります。これまで、市議会から再三、歴史資料館の整備についての質問があり、市長が基金の積立を開始したいと表明したものであります。GIGAスクールの関係につきましては記載のとおりであります。97番と101番の小中学校のエアコン整備につきましては、先ほどご説明しました本来令和3年度で実施予定の事業を国の3次補正に伴い前倒した事業であります。予算としては令和2年度の補正予算第20号で計上しており、15か月予算の一部でありますことからこのような記載となっております。次に102番の川東中学校の大規模改修事業を来年度から開始し、令和3年度は実施設計を行います。105番の加治川地区公民館・分館事業につきましては、来年度移転改修工事と解体工事を行います。その下の106番の市民文化会館施設改修事業は、先ほどの補正予算でも説明がありましたが、来年度は記載の工事を行うというものであります。次に、107番のうち括弧書きにありますコロナ禍における文化芸術事業の実施についてであります。コロナ禍ではありますがまちを元気にするイベントとして、今年度開催した夏井いつき句会ライブが大変好評でありましたので、来年度につきましても引き続き実施し、もうひとつ華道家の假屋崎省吾さんをお招きし生け花のデモンストレーションを行いたいというものであります。一番下の112番の学校給食調理場再編整備事業は、小学校の統合に伴い唯一残った豊浦中学校の単独調理場を廃止し、共同調理場からの提供に切り替えたいということから、これに必要な工事の実施設計を行いたいというものであります。切替えにつきましては令和5年度を予定しております。次に健康長寿の項目の25番をご覧ください。紫雲寺地区体育施設整備事業をご覧ください。これは、大島体育館の用具室をトイレに改修し体育館及び避難所としての機能の向上を図るものであります。次に少子化対策の項目の34番、(仮称)こども運動広場整備事業をご覧ください。所管は育成センターとなっております。小学生が遊べる全天候対応の屋内施設を計画し、来年度は実施設計、順調にいけば令和4年度に整備を行い、令和5年度をめどにオープンをしたいというものであります。この他に、来年度は特に予算を計上しておりませんが、新年度の予算資料には記載されておりませんが、カルチャーセンターに設置しております「さわやかルーム」の移転について検討をており、令和4年度から移転ができればと考えております。現時点での移転候補先は旧車野小学校ですが、場所が遠いのではないかと意見もありますので、実際に子ども達が行くことができるのかという実証実験を行い、移転しても大丈夫ということになれば令和4年度から移

転予定でありますし、やはり旧車野小学校まで通うことが難しいとなれば、改めて検討することになります。いずれにせよ、何らかの形で、カルチャーセンターでの現在の環境から改善したいという意図をもって取り組みたいと考えております。説明は以上であります。

○工藤教育長

何かご質問はございますか。関川委員どうぞ。

○関川教育長職務代理者

歴史資料館整備に関する基金の積立開始ということですが、以前から市民の要望があがっており、やっと始まったと感じております。場所の検討など課題が多くあったと思いますが、こうした諸課題についてクリアしつつあるということなのでしょうか。

○工藤教育長

平山文化行政課長、お願いします。

○平山文化行政課長

今回の基金への積立ては、大きな前進があったからというわけではなく、まず、こうした動きを始めていきたいというものが大きいと感じております。目標とする年次や最終的な事業費などはまだ見えてはおりませんが、動きを始めようという市長の判断でございます。

○関川教育長職務代理者

建てるとしたら県立跡地、特養のあたりという案はまだ残っているのでしょうか。

○平山文化行政課長

県立新発田病院跡地の中長期の活用計画の中で、複合・生涯学習施設というかたちで記載されております。しかし、具体的にどこの場所ということにつきましてはこれからということになります。いずれにしても、県立病院跡地は道路整備や既存の施設の移転の問題などがあり、そちらが見えてきて進展があれば、ある程度の場所というものも見えてくると思っております。現時点では、まだ見えてきておりません。

○関川教育長職務代理者

予算というかたちで数字が示されたわけではありませんが、将来的に考えた場合、お城の一角、門の再建と絡めるのか、特養の移転の問題もありますし、県立病院跡地だけとするのかなど、考えなければならぬことが様々あります。しかし、市民としては、あの辺りを何とかしたいという思いがあり、歴史資料館という形で実現できればありがたいという思いがあります。基金をきっかけに計画が進むことを期待しています。

○工藤教育長

他にご意見、ご質問がないようですので議第61号専決処分の承認については、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第61号について、承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、議第62号、新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について審議します。平田教育総務課長から説明をお願いします。

○平田教育総務課長

議第62号新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。教育委員会の組織につきましては、昨年、大幅な見直しを行い、教育企画課の新設、文化芸術分野の文化行政課への集約などの改正を行いました。令和3年度につきましては、現在のまま、組織の見直しは行いません。この度は、市長の事務の補助執行について改正をお願いしたいというものであります。議案に関する資料の1ページをお願いします。2ページに参考として添付しておりますが、先の12月定例会において、令和3年4月1日から、市民文化会館に隣接している落谷虹児記念館について、文化行政課文化芸術振興室が一元的に管理をするという方針についてご承認をいただきました。12月定例会でご説明しましたとおり、運営方法につきましては地方自治法第180条の2に基づき、市長の事務について、教育委員会が補助執行をすることから、所要の改正を行うものであります。具体的には新発田市教育委員会組織規則第20条に定める教育委員会が行う「市長の事務の補助執行」に落谷虹児記念館の管理運営を追加するものです。

○工藤教育長

何かご質問等ございますか。

ないようですので、議第62号新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定については、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第62号については承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、議第63号個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部改正について審議します。平田教育総務課長から説明をお願いします。

○平田教育総務課長

議第63号個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部改正についてご説明いたします。本規定は、公職選挙法施

行令の規定により、個人演説会、政党演説会等で利用する施設と、公職の候補者等が納付すべき費用の額を定めたものであります。議案に係る資料4ページをご覧ください。この度の改正は、学校統合による閉校や施設の廃止等に伴い、本規定の施設から削除するものであります。具体的には、2改正内容に記載のとおりです。なお、各施設は3月31日をもって廃止となることから、施行期日は令和3年4月1日であります。

○工藤教育長

何かご質問等ございますか。

ないようですので、議第63号個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部改正については、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第63号について、承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、議第64号新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について審議します。萩野学校教育課長から説明をお願いします。

○萩野学校教育課長

議案にかかる資料の7ページ、8ページをご覧ください。新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定についてであります。学校における働き方改革を進めるにあたり、教師が担う業務の明確化、適正化を確実に実施するため改正するものであります。新たに、教育長は教諭等の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとするという条項を追加するものであります。具体的には別に定める形としますが、一般的な児童生徒の学習に関する業務、成績処理に関する業務、生徒指導に関することなどを明記することとしております。他にも、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとするという条項も追加します。これについても、職員の旅費に関することや預かり金に関することなどについて別表を定めることとしております。

○工藤教育長

何かご質問等ございますか。村川委員どうぞ。

○村川委員

働き方改革について進んできていると感じています。文科省が出したものは大変細かく、基本的には、学校以外が担うもの、これは必ずしも学校が担う必要のないものとしての例が示されています。これまで学校があたりまえのように行ってきた業務も、実際には学校以外が担うべき業務だと別表には具体的に示されておりました。これから、どのように学校に周知し、来年度から職務内容についてどう説明、

指導していくのでしょうか。

○工藤教育長

萩野学校教育課長、お願いします。

○萩野学校教育課長

村川委員のご意見は、例えば通学、登下校に関する業務というのは、学校ではなく地域の方が担うべき業務とされている点などについてだと思います。こうした点、これまで学校の教員が担ってきた点について、踏み込んで別表を設けるものではございません。誰が見ても学校の教員の業務、事務職員の業務ということを表にまとめるというものであります。こうした点まで踏み込んで作るのではなく、誤解のないように作成することとしております。

○村川委員

各学校が置かれた状況が違うので、校長の思いや運営上の違いから学校によって変わってくると思いますが、あまり細かくは定めないということなののでしょうか。現場が混乱しないような内容で定めるということなののでしょうか。現在、周知に向けて準備をしていると思いますが、今の点も含めて、現場への周知はしっかりと行う必要があると感じました。

○萩野学校教育課長

明確な教員の仕事として位置付けるものでありますので、学校現場が混乱しないように配慮しながら進めていきたいと思っております。

○工藤教育長

他にご意見、ご質問ございますか。

ないようですので、議第64号新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定については、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第64号は承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、議第65号令和3年度新発田市学校教育の指針について、審議します。森谷教育センター長から説明をお願いします。

○森谷教育センター長

2月定例会での委員の皆様からのご意見を踏まえまして、4点変更をいたしました。1点目は、緑の囲みの中の「新発田市授業スタンダード」を活用した、明確な単元デザインによる主体的・対話的で深い学びの実現」の部分であります。よりこちらの意図することが伝わりやすく、また新発田市の特色を出したいということで、新発田市授業スタンダードを前に出す変更を行ったものであります。2点目は、

「知」の右側の黄色の囲みの部分、言語活動に「聞く、話す、書く」の次に「読む」を加えました。3点目は、中段少し下のオレンジ色の囲みの部分です。今回は「特色ある新発田の教育」だけでしたが、「道学共創を理念とした特色ある新発田の教育」に変更しております。新発田市には道学共創という素晴らしい言葉があり、まちづくりにも繋がる基本理念であります。一人一人が協働すること、人としての正しい生き方を表す市民の願いとして左上にも配置しておりますが、特徴ある新発田の教育は道学共創を理念としているということを知りやすく表現しております。4点目は、一番下の紫の囲みの部分です。今回は「社会に開かれた」という部分が少し長く感じましたので省略したのですが、いろいろなご意見を踏まえまして「特色ある新発田の教育を中核にした、社会に開かれた教育課程の編成、実施、評価」といたしました。より具体的なイメージを現場に持ってもらうためにこのように修正を行いました。説明は以上です。

○工藤教育長

何かご質問等ございますか。桑原委員どうぞ。

○桑原委員

変更箇所については良いと思います。2点目の変更点である言語活動の括弧の中に「読む」を入れたという説明がありましたが、順番として「聞く、話す、読む、書く」ではないかと感じました。もうひとつは「等」を入れる必要があるのかということです。言語活動の4技能を全て入れるのであれば、「等」は他にどのようなことを想定しているのでしょうか。

○工藤教育長

ありがとうございました。森谷教育センター長、お願いします。

○森谷教育センター長

順番については、学習指導要領の評価の観点の順番に合わせております。これは、教職員がなじみやすい順番になっています。次に、「等」につきましては、多様な児童生徒がおりますし、これだけに限定されないこともあるのではないかとということで「等」をつけております。特別支援の子ども達についても視野にいれ、語順を含めて考えさせていただきたいと思います。

○桑原委員

手話など体で表現することも含んでいるということですね。

○工藤教育長

村川委員、どうぞ。

○村川委員

私は、「読む」は「書く」の前に来る方が良いのではないかと思います。解説書などを読むと、今ほど桑原委員がおっしゃった順番が適切かと思います。また、「等」

については、他の表現もあるということでしたが、ここに言語活動とありますので、一般的に言語活動というのであれば「等」は要らないと思います。もうひとつ、「根拠や理由」とありますが、根拠と理由は言葉が違いますので意味も違うとは思いますが、最近「根拠や立場」という使い方をしていないかなと感じました。今回の指針については、前回よりもいろいろと盛り込まれて作られていると感じました。

○桑原委員

指導要領にある順番ということですが、私の経験からいっても「読む」が先かと思います。それは人の意見を聞いてから自分の考えを話す順番と同じで、書物を読んで、自分の意見をレポートや文章に書いて伝えるということです。この理解の仕方からすると、「書く」「読む」という順番には違和感があります。また、「根拠や理由」については、その人の境遇の違いを考慮するというのであれば、似た意味合いの単語を並べるよりは、村川委員が指摘されたように「理由」を「立場」にすることは良いのではないかと感じました。

○工藤教育長

他にご意見はございますか。それでは、森谷教育センター長、お願いします。

○森谷教育センター長

ご意見、ありがとうございました。また検討したいと思いますが、まだ中学校は現行の指導要領を使用しております。「書く、読む」については通知表の順番がこの順番となっているということでご理解いただきたいと思います。また「立場」につきましてはまだ浸透していない状況であり、「根拠や理由」として指導しているところでもあります。こうしたことを踏まえまして、来年度の指針としたいと思いません。

○工藤教育長

それでは、いただいたご意見を再度検討するということが、方針としましては、この案を基本にするということでもよろしいでしょうか。それでは、議第65号令和3年度新発田市学校教育の指針については、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第65号は承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、議第66号新発田市文化財調査審議会委員の委嘱について審議します。平山文化行政課長から説明をお願いします。

○平山文化行政課長

議第66号新発田市文化財調査審議会委員の委嘱についてであります。議案の2

5 ページ、議案にかかる資料の 9 ページをご覧ください。文化財調査審議会は新発田市文化財調査審議会条例に基づき設置されております。同審議会は、教育委員会の諮問に応じ、新発田市の区域内に所在する文化財の保存及び活用に関する事項調査もしくは審議をし、必要と認める事項を教育委員会に建議する審議会でございます。審議会委員の任期は 2 年であり、現委員の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となることから、令和 3 年 4 月 1 日からの新たな委員の委嘱が必要であります。この新たな委員として名簿に記載の方々に委嘱することについて教育委員会の承認をいただきたいというものであります。委員 8 名全員が再任であります。説明は以上です。

○工藤教育長

何かご質問等ございますか。

ないようですので、議第 66 号 新発田市文化財調査審議会委員の委嘱については承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第 66 号は承認することに決しました。

○工藤教育長

先程ご承認をいただきましたことから、押印廃止に伴う改正を一括して審議します。それでは、議第 67 号新発田市教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要綱の一部改正について、議第 68 号新発田市立学校における学区外就学及び区域外就学に関する取扱要綱の一部改正について、議第 69 号新発田市適応指導教室設置要綱の一部改正について、議第 70 号新発田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について、議第 71 号新発田市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について、議第 72 号新発田市社会教育関係団体の認定に関する規程の一部改正について、議第 73 号新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、議第 74 号新発田市遺児激励事業条例施行規則の一部を改正する規則制定について、以上 8 議案を一括審議といたします。平田教育総務課長から、一括して説明をお願いします。

○平田教育総務課長

議案の 27 ページ以降、議案にかかる資料の 10 ページ以降をご覧ください。現在、全国の自治体で押印廃止について検討され、事務の見直しが進められております。新発田市でも、全庁的に押印廃止を進めております。教育委員会として、押印を廃止しても事務に支障がない部分から順次対応することとし、この度 8 本の例規について改正を行い、市民の皆様や保護者等が提出する様式から押印欄を削除するものであります。具体的には、議案に係る資料にそれぞれ新旧の様式を添付しております。なお、教育委員会だけではなく、全庁においても、上位法や押印に代わる何らかの措置が必要なものにつきましては、国等の動向に注視しながら、今後も継続して見直しに取り組む方針としております。今回提案できなかった事務において、

今後、押印廃止が可能となった場合は、改めて審議をお願いします。

○工藤教育長

平田教育総務課長に一括説明をお願いしましたが、それぞれの規則等を所管する課長から補足の説明はありますでしょうか。

それでは、押印廃止に伴う例規の一部改正について、何かご質問等ございますか。

○工藤教育長

ご意見、ご質問がないようですので、議第67号から議第74号までの、押印廃止に伴う規則、要綱及び規程の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第67号から議第74号までは可決することに決しました。

○工藤教育長

それでは、先程、議事進行についてご承認いただきましたとおり、先に、日程第5その他に入ります。それでは事務局から報告等がありますか。伊藤教育次長、お願いします。

○伊藤教育次長

2月25日に開かれました令和3年市議会2月定例会の初日におきまして、工藤教育長と村川教育委員の再任が全会一致で承認されましたことをご報告いたします。工藤教育長におかれましては任期が3年間、村川教育委員におかれましては任期が4年間でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○工藤教育長

ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

委員のみなさまから、何かございますか。

ないようですので、次に移ります。教育委員会・今後の日程、予定について、平田教育総務課長から説明をお願いします。

○平田教育総務課長

今回新たに記載したものは、網掛けをしております。今月は3月18日（木）9時30分から、教育委員会臨時会を開催します。議案は教育委員会事務局職員の人事異動についてです。お忙しいところ恐縮ですが、ご予定いただきますようお願いいたします。次に、5月28日の市町村教育委員会連合会と先進地視察を合わせて実施したいと考えております。連合会が金曜日ですので、現時点では前日の27日木曜日に視察を行い、翌日、連合会の総会・研修会への参加を予定しております。

○工藤教育長

よろしいでしょうか。

今後の予定については、説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

○工藤教育長

それでは、ここから先は非公開での審議となります。伊藤教育次長、萩野学校教育課長、森谷教育センター長以外の職員は退席願ひます。

※新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容記録なし

○工藤教育長

以上で教育委員会令和3年3月定例会を閉会いたします。

なお、先程の日程でも説明のありましたとおり、今月は18日9時30分から教育委員会臨時会を開催します。委員の皆様にはご予定いただくようお願いいたします。

午後2時40分 閉 会

令和3年4月5日

新発田市教育委員会教育長

委 員